

城東地区社会体育振興会

会 則

平成24年 4月 7日
(2012年)

城東地区社会体育振興会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、城東地区社会体育振興会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を城東公民館内に置く。

(目的)

第3条 スポーツ活動を通じ、会員相互の親睦と健全な心身の発達を図り、活気あふれる地区の形成に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 各種スポーツ行事の開催
- 2 体育団体の育成及び援助
- 3 体育指導及び研修
- 4 その他、目的達成のために必要な事業

第2章 会員及び役職員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の者とする。

- 1 城東地区の居住者
- 2 城東地区内の事業所の勤務者
- 3 総会に於いて承認された者

(役員及び会計監査)

第6条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

- 1 役員
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 副会長(書記) 若干名
 - (4) 副会長(会計) 2名
- 2 会計監査 2名
(会計監査は、諮問委員より1名と前会長)

(理事)

第7条 本会に以下の理事を置く。

- 1 体育指導委員
- 2 各種実施競技担当者より各1名選出
- 3 城東小PTA会長
- 4 城東小育成会会長

- 5 城東小父親ネットワーク代表
- 6 役員経験者より若干名
- 7 正・副会長

(振興委員)

- 第 8 条 本会に振興委員を置く。
振興委員は、各町内の規定により選出する。(若干名)

(協力委員)

- 第 9 条 本会に協力委員を置く。
協力委員は、原則として本会の活動に協力して貰える方の中より会長が推薦し、総会の承認を得る。

(諮問委員)

- 第 10 条 本会に諮問委員を置く。
諮問委員は、各町内区長とする。

(顧問)

- 第 11 条 本会に顧問を置く。
顧問は、会長が推薦し総会で承認を得る。

(相談役)

- 第 12 条 本会に相談役を置く。
相談役は歴代の会長とする

第 3 章 役員並びに理事の選出

(役員)

- 第 13 条 役員の選出は、次の通りとする。
- 1 会長は、理事会の推薦に基づき総会において承認する。
 - 2 会長以外の役員も会長選出と同様の方法による。

(理事)

- 第 14 条 理事の選出は、次の通りとする。
- 1 第 7 条 第 2 項及び第 6 項については、会長が推薦し総会で承認を得る。
 - 2 その他の理事は各団体の選出方法による。

第 4 章 職務及び任期

(役員並びに会計監査・理事・振興委員・協力委員の職務)

- 第 15 条 役員の職務は以下の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故のある時はその職務を代行する。
 - 3 書記は、本会の庶務を行う。

- 4 会計は、本会の会計事務を行い、関係証票を保管する。
- 5 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を報告する。

第16条 理事の職務は以下の通りとする。

- 1 理事は、理事会に於いて本会の運営に関わる内容を審議する。
- 2 理事は、本会目的達成のため事業を推進する。

第17条 振興委員・協力委員の職務は以下の通りとする。

- 1 振興委員は、本会の目的達成のため町内のとりまとめを行う。
- 2 振興委員は、町内を代表して意見を述べる。
- 3 協力委員は、本会の目的達成のため、運営に協力をする。

(役職員の任期)

第18条 役職者の任期は以下の通りとする。

- 1 役職員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 役職員に欠員が生じたときは理事会の承認を得て補充することが出来る。但し、補充した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議 (会議)

第19条 総 会

- 1 総会は第5条の会員によって行われる最高決定機関である。
 - (1) 定期総会は年1回とし、4月又は5月に開催する。
 - (2) 臨時総会は必要に応じて開催する。
 - (3) 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の時は議長が決定する。
 - (4) 総会の議長は会長が推薦し、出席者の同意を求める。
- 2 総会は次の議題を審議する。
 - (1) 役職者の選出
 - (2) 決算並びに事業報告
 - (3) 予算並びに事業計画
 - (4) 会則の改定
 - (5) その他本会の目的達成のための事項

第20条 理 事 会

- 1 理事会は必要によって開催する。
 - (1) 理事会は会長の招集によって開催する。
 - (2) 理事会構成メンバーの半数以上の要請によって開催する事が出来る。
 - (3) 決議は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の時は議長が決議する。
 - (4) 理事会の議長は、会長が行う。

- 2 理事会は次の事項を審議する。
- (1) 総会において附託された事項
 - (2) 当会の運営に関する事項
 - (3) 会長及び副会長の推薦
 - (4) 役職員欠員の補充

第21条 実行委員会

- 1 実行委員会は必要に応じて開催することが出来る。
- 2 第1回の実行委員会は会長が招集し、互選により実行委員長を選出する。
第2回目以降は実行委員長が招集する。

第22条 特別委員会

特別委員会は必要に応じて会長が招集する。

第6章 会計
(会計)

第23条 本会の経費は、各町内からの戸数別補助金並びに寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第24条 本会会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他
(会則の改廃)

第25条 本会会則の改廃は、総会の決議によって行う。

	附	則
本会則は、	昭和54年3月	日制定・施行
本会則は、	昭和56年4月	日一部改定
本会則は、	昭和57年3月31日	一部改定
本会則は、	昭和60年4月1日	一部改定
本会則は、	平成元年4月19日	別紙1慶弔規程を制定
本会則は、	平成10年4月4日	一部改正
本会則は、	平成11年4月	日一部改定
本会則は、	平成19年4月7日	全面改正
本会則は、	平成24年4月7日	一部改定